

特定事業所集中減算について

正当な理由なく、居宅介護支援事業所において判定期間（前6ヶ月間）における居宅サービス計画に位置付けられた対象サービスが、それぞれの提供総数のうち、同一の法人によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合、減算が適用されることになっています。

【対象サービス】

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

【判定期間と減算適用期間】

区分	判定期間	書類提出期限※	減算適用期間
前期	3月1日～同年8月末日	9月15日	10月1日～翌年3月31日
後期	9月1日～翌年2月末日	3月15日	4月1日～同年9月30日

※15日が土日祝日の場合は、翌開庁日を期限とします。

各居宅介護支援事業所は、毎年度、前期、後期の判定期間において、特定事業所集中減算に係る判定様式（判定様式1及び2）により書類を作成してください。また、作成した判定の書類は、割合が80%を超えるか否かに関わらず5年間保存してください。

いずれか一つでも判定した割合が80%を超える場合は、正当な理由の有無に関わらず、提出期限までに判定様式1及び2により作成した書類を市へ提出してください。

※ 通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）については、通所介護等のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算してください。

【提出方法】

郵送・電子メールまたは持参

【提出先（問合せ先）】

東かがわ市市民部長寿保健課 介護保険グループ

〒769-2792 東かがわ市湊 1847 番地 1

Tel：0879-26-1360